

横浜市の介護保険料のしくみ

～「令和2年度介護保険料額決定通知書」をお送りします～

年間の介護保険料は、前年中の所得等の確定に伴い、毎年6月に決定しています。

このたび、令和2年度の市民税等(令和元年中の所得等)をもとに、令和2年度の介護保険料額を決定しましたので、「令和2年度介護保険料額決定通知書」をお送りします。同封の通知書で、年間の保険料額や各期別の保険料額をご確認ください。

介護保険とは

介護保険は、介護を必要とする方がいつまでも住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていけるように、社会全体で支え合っていくためにつくられた制度です。介護保険サービスを提供するために必要となる費用は、国・県・市からの公費(税金)のほか、40歳以上の方からいただく保険料からまかなっています。皆様からお支払いいただく保険料は、介護保険サービスを提供するための大切な財源となっていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険の被保険者

40歳以上の方が、介護保険に加入することとなります(被保険者といいます)。被保険者は年齢によって、次の2つに分けられ、介護保険サービス(給付)を受ける条件や保険料の算定・支払方法が異なります。

①65歳以上の方《第1号被保険者》

- 65歳に達したとき(誕生日の前日)に、第1号被保険者となります。
- 介護が必要なときは、原因を問わず要介護(支援)認定等を経て介護保険サービスが利用できます。
- 保険料は、所得等に基づいて市が定めています。お支払いは特別徴収(年金からの天引き)又は普通徴収(口座振替又は納付書による支払い)になります。どちらの支払い方法になるかは法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできません。

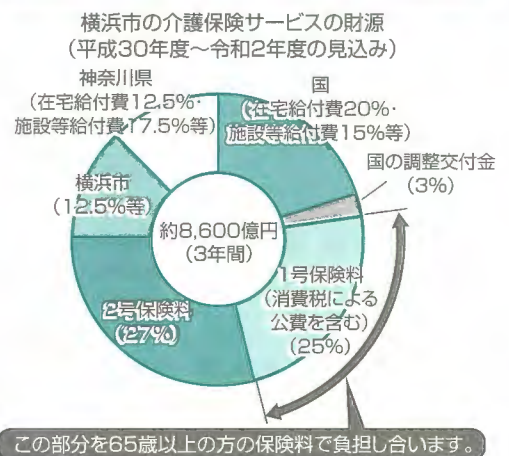
②40～64歳の医療保険加入の方《第2号被保険者》

- 40～64歳で医療保険に加入している方が、第2号被保険者となります。
- 年をとったことによつて起こる病気(国が指定している16種類の特定期病)が原因で介護が必要な状態となったときに限つて、要介護(支援)認定を経て介護保険サービスが利用できます。
- 保険料は加入している医療保険(国民健康保険や健康保険など)の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて支払います。

※保険料の計算方法や金額については、加入している医療保険によって異なります。詳細は、加入している健康保険組合などにお問合せください。

介護保険料の決め方

介護保険の財源は、国・県・市の公費負担が約半分で、残りが65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳から64歳の医療保険加入の方(第2号被保険者)の保険料です。横浜市では全体の25%(調整交付金減額分2%を含む)を第1号被保険者の方に、27%を第2号被保険者の方にご負担いただいています。第1号被保険者の保険料基準額は、平成30年度から令和2年度までの介護保険サービスに必要なと見込まれる費用の額をもとに第1号被保険者の方にご負担いただく額を算出し、第1号被保険者の人数で割り返すことにより決めています。



$$\text{保険料基準額} = \frac{\text{介護保険サービスに必要な費用} \times \text{第1号被保険者が負担する割合}}{\text{第1号被保険者数}}$$

ページをめくると、「よくあるご質問」などへ

ページをめくると、「保険料のお支払い方法」などへ

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

○第1号被保険者の保険料は、3年ごとに見直すことになっており、横浜市では平成30年3月に、平成30年度から令和2年度までの介護保険サービスに必要な費用の見込みを立て、それに基づいて保険料を改定しました。

○介護保険料は、本人及び住民票上の世帯(※1)の課税状況、本人の前年中の合計所得金額(※2)等に基づいた段階別の保険料になっており、平成30年度から令和2年度までの介護保険料は下の表のとおりとなっています。

○横浜市では保険料段階を国が標準とする9段階から、より所得に応じた保険料の負担となるよう16段階とし、所得の低い方の保険料を軽減しています。

○「介護保険料額決定通知書」の「保険料段階」や「算定用所得金額等」の欄などを合わせてご覧いただき、年間の保険料額をご確認ください。

令和2年度(第7期)基準額 年額74,400円(月額換算6,200円)				
保険料段階	対象となる方		割合	年間保険料額
第1段階	○生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ○市民税非課税世帯かつ高齢福祉年金受給者		基準額×0.25	18,600円 (※5)
第2段階	本人が 市民税 非課税	本人の「公的年金等収入額(※3)」と「その他の合計所得金額(※4)」の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.25	18,600円 (※5)
第3段階		本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方	基準額×0.35	26,040円 (※6)
第4段階		上記以外の方	基準額×0.60	44,640円 (※7)
第5段階	同じ世帯に 市民税課税者 がいる方	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.90	66,960円
第6段階 <基準額>		上記以外の方	基準額×1.00	74,400円 <基準額>
第7段階	本人が 市民税 課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.07	79,600円
第8段階		本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	基準額×1.10	81,840円
第9段階		本人の合計所得金額が160万円以上250万円未満の方	基準額×1.27	94,480円
第10段階		本人の合計所得金額が250万円以上350万円未満の方	基準額×1.55	115,320円
第11段階		本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.69	125,730円
第12段階		本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	基準額×1.96	145,820円
第13段階		本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.28	169,630円
第14段階		本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.60	193,440円
第15段階		本人の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.80	208,320円
第16段階		本人の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額×3.00	223,200円

※1 世帯…原則として4月1日現在での住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳(第1号被保険者)になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。

※2 合計所得金額…税法上の合計所得金額(前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額)から、土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。
なお、合計所得金額がマイナスの場合は、0円として計算します。

※3 公的年金等収入額…税法上課税対象の収入となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入額をいい、非課税となる年金(障害年金・遺族年金など)は含まれません。

※4 その他の合計所得金額…合計所得金額から公的年金等に係る雑所得(公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額)を差し引いた額をいいます。

※5 消費税による公費を投入し、第1～2段階の年間保険料額を33,480円から18,600円に軽減します。

※6 消費税による公費を投入し、第3段階の年間保険料額を44,640円から26,040円に軽減します。

※7 消費税による公費を投入し、第4段階の年間保険料額を48,360円から44,640円に軽減します。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払い方法には、特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(口座振替又は納付書による支払い)の2種類があり、場合によって、「特別徴収」と「普通徴収」の併用になることもあります。

どちらの支払い方法になるかは法令等で定められており、被保険者の方が選択することはできません。

①年金が年額18万円以上の方 → 【特別徴収】

令和2年度保険料を年金支払い月に年6回に分けて天引きさせていただきます。

天引きの対象となる年金 老齢・退職年金 障害年金 遺族年金

○「年金が年額18万円以上」でも、普通徴収(納付書などによるお支払い)になる場合があります。

- ・令和2年4月以降に65歳になられた 年度の途中で他の市町村から転入された
- ・年金を担保に貸付を受けている など

※令和2年4月2日以降に65歳になられた方や他市町村から転入された方で、年金が年額18万円以上の方は、令和3年4月以降に特別徴収に切り替わります(特別徴収の開始に半年から1年ほどかかるためです)。切り替えのタイミングは4月、6月、8月、10月の年4回あります(この切り替えに申請は不要です)。

○受給されている年金が特別徴収の対象になるか分からないときは、年金事務所などにお問合せください。

②年金が年額18万円未満の方など → 【普通徴収】

年金が年額18万円未満の方は、口座振替又は納付書による支払いとなります。また、年金は年額18万円以上でも、令和2年4月2日以降に65歳になられた方や他市町村から転入された方などは、今年度は口座振替又は納付書による支払いとなります。納期は、6月から翌年3月までの年10回となり、以下のようになります。

口座振替払い	毎月29日(2月は末日)が口座振替日です。 口座振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は、前営業日が口座振替日となります。				
納付書払い	毎月月末が納期限です。 納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。				
	●納付書は、金融機関やコンビニエンスストアなどで取り扱っています。				
	●納付書は、次のようにお送りしています。				
	お送りする月	6月	7月	10月	翌年1月
	お送りする納付書枚数	1枚	3枚	3枚	3枚
	該当する納期	6月期分	7・8・9月期分	10・11・12月期分	1・2・3月期分

○年度の途中で、保険料額が変更となった場合は、変更後の納付書を随時お送りします。

③特別徴収と普通徴収の併用となる場合

○今年度から新たに特別徴収となる方は、特別徴収の開始時期に応じて特別徴収と普通徴収の両方でお支払いいただく場合があります。

○現在、特別徴収となっている方で、保険料額の決定通知(今回お送りしている通知)後に保険料額が変更となった場合は、特別徴収と普通徴収の併用や普通徴収に変更となることがあります。保険料額の変更の際、再度通知をお送りしておりますので、そちらをご確認ください。

今回通知した保険料額が変更になる場合

市外転出等による資格喪失(横浜市での介護保険被保険者でなくなった)又は所得金額等の変更があった場合(※)など、保険料額が変更となることがあります。また、市民税の賦課期日(1月1日)後に市外から転入された方は、前住所地の市町村に所得等の照会を行いますので、その結果に基づいて年間保険料額(保険料段階)が変更となる場合があります。

介護保険料額が変更になった場合は、「介護保険料額通知書」でお知らせします。

※新型コロナウイルス感染症対策により、所得税の確定申告及び個人市民税・県民税申告の期限が4月16日まで延長されましたが、3月17日以降に税申告された場合、令和2年度個人市民税・県民税の課税処理に間に合わない場合があります。介護保険料は市民税に関する所得情報を基に算定しているため、今回の「介護保険料額決定通知書」に反映されていない場合があります。その後、所得情報が更新されたことにより保険料額を再算定し、変更がある場合は7月以降に「介護保険料額通知書」によりお知らせします。

仮徴収について(特別徴収の方のみ)

前年度から引き続き特別徴収となっている方については、介護保険法により4月と6月については前年度の2月に徴収した額と同額を徴収させていただきます。これは、年間の介護保険料額は前年中の所得等が確定する6月に決定するため、年間保険料額が決定してから特別徴収を開始すると、1回あたりの徴収額が高くなるためです。また、今年度新たに特別徴収が開始となる方も同様の理由から、前年度の保険料額の2か月相当の額を4月と6月(又は6月)に徴収させていただきます。

したがって、「介護保険料額決定通知書」には、年間保険料額から4月・6月徴収分を差し引いた額を8月期以降の納期に振り分けています。

保険料の減免について

①低所得者減免

保険料段階第7段階以下の方で一定の基準を満たす方を対象に、保険料を第1段階(公費による軽減措置前)の2分の1相当額に減免する制度があります(下記の囲みをご覧ください)。

②その他の減免

災害、失業・倒産等による所得の著しい減少、その他の事情で保険料を納めることにお困りの場合などは、保険料の減免が受けられることがあります。詳しくは、区役所保険年金課にご相談ください。

介護保険料の低所得者減免

1 対象となる方

低所得者減免の対象となる方は、保険料段階第7段階以下の方で下記「収入基準」及び「資産基準」の両方を満たす方(生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方は除きます)です。

収入基準		資産基準	
世帯の人数	世帯全員の年間収入見込額	世帯全員の金融資産 (現金、預貯金、有価証券等) の合計額	その他
単身世帯	150万円以下	350万円以下	居住用の土地(200㎡以下)及び家屋以外の不動産を所有しないこと
2人以上の世帯	150万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下	350万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下	

※「世帯全員の年間収入見込額」とは、申請日が属する年の1年間(1月から12月)の世帯全員の収入の見込額です。

なお、「世帯全員」とは、基本的には住民登録で同じ世帯として登録している人全員を指しますが、別世帯であっても同居して事実上生計が同じ人も含めます。

別世帯の方から仕送りを受けている場合は、仕送り額も収入に含めます。

2 減免の内容

介護保険料を、公費による軽減措置前の第1段階保険料(年額33,480円)の2分の1相当の金額に減免します。

※なお、納付済保険料は減免対象にはなりません。

3 申請の方法

減免を受けるためには、区役所保険年金課に申請が必要です。

申請の際に、申請される方の世帯全員の収入状況及び資産状況を申告していただくこととなりますので、以下の申請に必要なものをお持ちください。

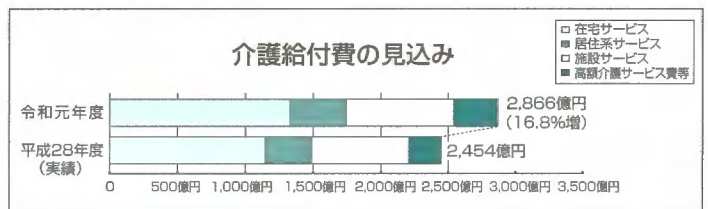
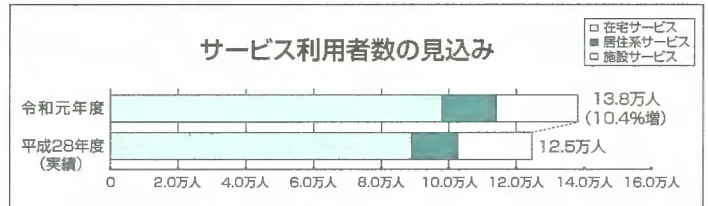
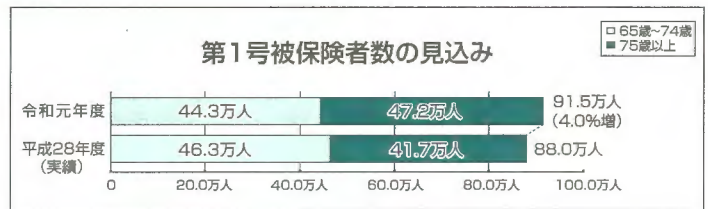
【申請に必要なもの】

- ①介護保険被保険者証
- ②被保険者の方の印鑑(認め印) ③申請者の方の印鑑(被保険者と申請者が異なる場合のみ)
- ④世帯全員の1年間の収入見込みがわかる書類
(年金収入は「年金振込(支払)通知書」、給与収入の場合は「給与明細書」など)
- ⑤資産の状況に関して、世帯全員の方の現金・預貯金及び有価証券の額を確認できるもの(預金通帳など)や居住用の土地の状況を確認できるもの
- ⑥減免申請の際に申告する収入・資産の状況について、必要に応じて調査等を行うことに世帯全員が同意する旨の書面(同意書)または収入・資産状況申告書兼同意書
※氏名は、基本的に各人が自分で署名してください。

介護保険料に関するよくあるご質問

Q 平成30年度から令和2年度までの保険料の見直しの内容と理由は？

A 高齢者の中で介護保険サービスを利用している方は年々増加しており、それに伴って介護保険サービスに要する費用も増大しています。平成30年度から令和2年度までの3年間についても、高齢化が進み保険料を負担する人全体の人数が増えるものの、それ以上に介護保険サービス利用者数の伸びが大きいと見込まれるため、お一人お一人にご負担いただく保険料は上昇することになりました。また、介護サービス費用に対する1号被保険者の負担割合が、1%上がることも保険料が上昇する要因となっています。一方で、平成27年度から、第1段階・第2段階の方について、介護保険の財源の約半分の公費とは別枠で、消費税による公費を投入した保険料軽減措置を実施しており、さらに、平成31年度からは、公費の投入の拡大により、第1段階から第4段階の方についても保険料軽減措置を実施しています。高齢者が安心して暮らし続けるためには着実な介護サービスの基盤整備が必要です。横浜市では、必要なサービスを確保しつつ、健康寿命の延伸を目指し、健康づくりや介護予防に重点的に取り組んでいきます。



※介護予防については、区役所高齢・障害支援課もしくは地域包括支援センターにお問合せください。

Q 保険料の使われ方は？

A お支払いいただいた保険料は、介護保険サービスを必要としている方のために使われています。自己負担分を除く、介護保険サービスにかかる費用は、被保険者の皆様の保険料と国・県・市の公費負担によってまかなわれています。保険給付費と地域支援事業、審査支払手数料に係る平成30年度の歳入・歳出については、歳入が2,714億円、歳出は2,659億円となっており、歳入と歳出の差額は次年度に繰り越されます。

Q 特別徴収(年金からの天引き)ではなく、銀行の口座振替などを利用したいのですが？

A 介護保険料は、介護保険法の規定により、年金の受給額によって保険料のお支払い方法が決められており、ご自身でお支払い方法を選択することはできません。お支払い方法の詳細は、3ページ「保険料のお支払い方法」をご覧ください。

Q 年金保険者から送付される「年金振込(支払)通知書」に記載されている保険料額と、今回送付された通知の保険料額が異なっているが、どちらが正しいのか？

A このような場合は、横浜市からの通知に記載されている保険料額が特別徴収(年金から天引き)されます。なお、「年金振込(支払)通知書」の内容については、年金事務所又は受給されている年金の共济組合などにお問合せください。

Q 年金が年額18万円以上ですが、現在、普通徴収になっています。いつから特別徴収(年金からの天引き)になりますか？

A 特別徴収(年金からの天引き)は、年金保険者(日本年金機構など)と市の情報を照合し、対象者として確認した後に開始されます。開始時期は、65歳になった後、年金の裁定が行われた時期、市外から転入された時期などにより異なります。基本的に、要件に該当するなどしてから特別徴収が始まるまで半年から1年ほどかかります。目安は下表のとおりです。

要件に該当した時期	4月から9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収の開始時期の目安	翌年度4月から	翌年度6月から	翌年度8月から	翌年度10月から			

※3月に65歳になられる方は、翌年4月開始となるケースが多くあります。
(開始時期はあくまでも目安であり、実際の開始月は年金の支給状況などにより異なります。)

Q 介護保険のサービスを利用していないのに、保険料を支払う必要はあるのですか？

A 介護保険は、介護の負担を社会全体で支え合っていくためにつくられた制度です。介護保険サービスの利用の有無にかかわらず、保険料は必ずお支払いいただく必要があります。保険料はすべて介護を必要とする方が受ける介護保険サービスの費用に使われます。

介護保険サービスのご利用について

介護保険のサービスを利用するには

介護や支援を必要とする状態にあるかどうかについて、要介護認定等を受ける必要があります。
要介護認定が必要な方は、①介護保険被保険者証、②医師による意見書作成のため、主治医の医療機関名、所在地、電話番号、診療科、医師氏名が確認できるメモ、③印鑑(本人が自署する場合は不要です)をご用意いただき、申請の手続きをしてください。
詳細は、区役所高齢・障害支援課もしくは地域包括支援センターにお問合わせください。

介護保険のサービスを利用したときは

サービス費用の一定割合の利用者負担のほか、サービスの種類によって、食費や部屋代等がかかります。
利用者負担軽減としては、国の軽減制度(高額介護サービス費、負担限度額認定)に加え、所得の低い方に過大な負担とならないようにするため、横浜市独自の軽減(※)を行っています。
(※)横浜市介護サービス自己負担助成
収入要件等が一定の基準に該当する場合、①在宅サービス・グループホームの利用者負担額や、
②施設サービス・グループホームの居住費等を助成します。
詳細は、区役所保険年金課にお問合わせください。

ご注意 保険料を滞納していると

保険料は、介護保険サービスに必要な費用をまかなう重要な財源です。お支払いが遅れると、介護保険制度を維持していく上で大きな支障となります。

支払い忘れがあると

「督促状」、「催告書」をお送りしています。指定期日までに納付をお願いします(電話による納付案内も実施しています)。

特別な理由もなく、保険料を滞納していると

保険料を支払っている方との公平を図るため、介護保険サービスを利用する際、自己負担が多くなる場合があります。

1年以上滞納していると	サービス費用が いったん全額自己負担 になります。 後日申請により保険給付分が払い戻されます。	2年以上滞納していると	・滞納した期間に応じて一定期間サービス費用の 自己負担が3割または4割 になります。 ・高額介護サービス費の払い戻しなどが受けられません。
--------------------	---	--------------------	---

また、介護保険サービス利用の有無に関わらず、法令に基づき財産差押等の滞納処分を受ける場合があります。

連帯納付義務者

納付方法が普通徴収の場合は、法律の定めにより、世帯主及び配偶者は、その被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負うことになっています。

お問合せ

介護保険料に関する算出方法や根拠となる所得など、個別事情を含むご質問は

区役所保険年金課にお問合わせください。(市外局番は「045」です。)

区役所	電話番号	FAX番号	区役所	電話番号	FAX番号
鶴見区	510-1807~09	510-1898	金沢区	788-7835~36	788-0328
神奈川区	411-7124	322-1979	港北区	540-2349	540-2355
西区	320-8425~26	322-2183	緑区	930-2341	930-2347
中区	224-8315~16	224-8309	青葉区	978-2335	978-2417
南区	341-1126	341-1131	都筑区	948-2334~35	948-2339
港南区	847-8425~26	845-8413	戸塚区	866-8449	871-5809
保土ヶ谷区	334-6335	334-6334	栄区	894-8425	895-0115
旭区	954-6134	954-5784	泉区	800-2425~27	800-2512
磯子区	750-2425~27	750-2545	瀬谷区	367-5725~26	362-2420

※区役所へのお問合せは、土曜日、日曜日、休日、12月29日から1月3日までを除いた日の午前8時45分から午後5時までの間にお願います。なお、第2及び第4土曜日の、午前9時から12時までの間もお問合せを受け付けております。

介護保険料や介護保険の一般的な(個人の事情を含まない)ご質問については

7月3日まで 毎日 8:00~19:00

横浜市介護保険専用ダイヤル 電話 045-840-6063 FAX 045-849-2551